平成24年12月高浜市議会定例会会議録(第4号)

日 時 平成24年12月11日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 議案第51号 高浜市情報公開条例等の一部改正について

議案第52号 高浜市パブリックコメント条例の制定について

議案第53号 高浜市税条例の一部改正について

議案第54号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

議案第55号 高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技 術管理者の資格基準に関する条例の制定について

議案第56号 高浜市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第57号 高浜市公共下水道条例の一部改正について

議案第58号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の制定について

議案第59号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営 並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議案第60号 高浜市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サ ービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について

議案第61号 高浜市障害者扶助料支給条例等の一部改正について

日程第2 議案第62号 平成24年度高浜市一般会計補正予算(第4回)

議案第63号 平成24年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2回)

議案第64号 平成24年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)

議案第65号 平成24年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第2回)

議案第66号 平成24年度高浜市水道事業会計補正予算(第1回)

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

 2番
 黒川美克
 3番
 柳沢英希

 4番
 浅岡保夫
 5番
 柴田耕一

 6番
 幸前信雄
 7番
 杉浦辰夫

8番 杉 浦 敏 和 10番 鈴木勝彦

内藤 とし子 12番

内 藤 皓 嗣 14番

16番 小野田 由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長 吉 岡 初 浩 副 市 長 杉 浦 幸 七 教 育 長 岸上善徳 企 画 部 長 加藤元久 人事グループリーダー 野 口 恒 夫 地域政策グループリーダー 尚 経営戦略グループリーダー 山本 総 務 部 長 大 竹 内 田 行政グループリーダー 財務グループリーダー 竹内正夫 情報グループリーダー 時 津 祐 介 新美龍二 市民総合窓口センター長 市民窓口グループリーダー 木 村 忠 好 市民生活グループリーダー 山 下 浩 税務グループリーダー 森 野 福 祉 部 長 神 福祉企画グループリーダー 磯 村 和 志 地域福祉グループリーダー 杉浦 介護保険グループリーダー 篠 田 保健福祉グループリーダー 加藤 こども未来部長 神谷 こども育成グループ主幹 磯 村 順 司 文化スポーツグループリーダー 内藤 都市政策部長 深谷

都市整備グループリーダー

島

谷

明

雄

彰

徹

隆

彰

志

己

美百合

崇 臣

坂 敏

克

平山

直弘

昌 秋

正

時

利

北川広人 9番 鷲 見 宗 重 11番 13番 磯貝正隆 小 嶋 克 文 15番

都市防災グループリーダー 芝田啓二

上下水道グループリーダー 竹内 定

地域産業グループリーダー 神谷晴之

会計管理者 橋本貞二

学校経営グループリーダー 中村 孝徳

学校経営グループ主幹 梅田 稔

監查委員事務局長 鵜 殿 巌

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長松井敏行

主 査 杉浦俊彦

議事の経過

○議長(北川広人) 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力いただきますことをお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長(北川広人) ただいまの出席議員は全員であります。

よって、これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北川広人) 御異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。 これより本日の日程に入ります。

なお、審議の途中において、執行部のグループリーダー等が席を移動することがありますので、 あらかじめ御了承をお願いいたします。

○議長(北川広人) 日程第1 議案第51号から議案第61号までを会議規則第34条の規定により

なお、質疑に当たりましては、第何号議案であるかをお示しいただきますようお願いいたしま す。

11番、鷲見宗重議員。

一括議題とし、総括質疑を行います。

○11番(鷲見宗重) 議案第52号ですけれども、高浜市パブリックコメント条例の制定について

なんですけれども、どのような経緯で制定することにしたのか、説明してください。

- ○議長(北川広人) 行政グループ。
- ○行政G(内田 徹) この条例の制定の経緯でございますが、この条例につきましては、自治 基本条例の第13条に多様な参画制度を創設するという規定がございまして、この規定を具現化す るために制定をさせていただく、今回御提案をさせていただくということでございまして、自治 基本条例のぶら下がり条例の一つとして整備をするという経緯がございます。
- ○議長(北川広人) 11番、鷲見宗重議員。
- ○11番(鷲見宗重) この議案についても、パブリックコメントを行っているんですけれども、 それについて意見が出ていればお示しください。
- ○議長(北川広人) 行政グループ。
- 〇行政G(内田 徹) 今回のこの条例に係りますパブリックコメントの経過でございますが、いただきました御意見が 3 人の方から10 件の御意見をいただいております。その中で御意見に基づきまして修正をいたしました箇所が1 カ所ございまして、これは第7 条の第2 項でございますが、本日御提案させていただきました第7 条第2 項は行政の考え方をまとめて公表することができるとなっております。原案は、するものとするとなっておりましたが、ここは御意見を取り入れて修正をして提案をさせていただいております。

そのほか、原案のとおりとさせていただきましたものが6件、特に意見というよりも御意見を 承ったものが3件、そのような結果になっております。

- ○議長(北川広人) 11番、鷲見宗重議員。
- ○11番(鷲見宗重) どういう意見が出たのか、お示しください。
- ○議長(北川広人) 行政グループ。
- ○行政G (内田 徹) まず、いただきました御意見の概要でございますが、そのほかといたしまして、条例案では個人を明らかにしていただく、提案には氏名等を御記入していただくということになっておりましたが、かえって個人名を記載することで意見を控えてしまうというおそれはないのかということ、そのほか2週間という期間で原案を定めておりましたが、もう少し長めの期間をとったほうがよいのではないか。またこの条例案の中から金銭の徴収に関するものは対象外といたしておりましたが、その理由は何か。あと提出意見は日本語でという原案に対して、外国語の意見はどう扱うのか、こういった御意見をいただいております。
- ○議長(北川広人) 11番、鷲見宗重議員。
- ○11番(鷲見宗重) これについて、どういう対応をこれからしていくのかとか、意見を承っただけではちょっと対応についてはわかりませんけれども、どういうふうに考えておられるか、見解をお示しください。
- ○議長(北川広人) 行政グループ。

○行政G(内田 徹) まず、金銭の徴収に関するものにつきましては、これは地方自治法との整合性から、その金銭の徴収を含めないことについて結果公表の中できっちり御説明をさせていただくことといたしております。

そのほか2週間以上の期間につきましては、2週間はあくまでもパブリックコメントの成立を させる最低基準でございますので、できる限りそれ以上の期間を設けるように努めていくことと いたしております。

また、日本語表記につきましては、これにつきましても、いただいた御意見が正確に把握ができるように、こちらが趣旨が理解できるようにということから日本語ということにいたしておりますが、外国語の御意見がもしございましたら翻訳をお願いをして、日本語に書き直して御提出いただくことについてお受けをさせていただく。

また、個人氏名につきましても、あくまでもこの条例の趣旨が市民の方からの貴重な御意見を 反映させていくという趣旨でございますので、匿名であるから直ちに受け付けないということで はなくて、それは御意見の内容によって、それぞれの実施機関が取り扱っていくということにい たしております。

これらにつきまして、12月15日号の広報で概要を公表させていただくとともに、ホームページでも公表をその結果についてはお返しをいたすことといたしております。

○議長(北川広人) ほかに。

3番、柳沢英希議員。

○3番(柳沢英希) 同じく議案第52号の高浜市パブリックコメント条例についてなんですけれども、自治基本条例が平成23年4月1日に施行されておりまして、今回、今までずっとパブリックコメント自体実施してきていたわけですけれども、今回この条例の提案に至るまで1年という時間をなぜ要したのかと、今回の条例を制定する必要性、また意義についてもう少しお話をいただけたらと思います。

○議長(北川広人) 行政グループ。

〇行政G(内田 徹) 初めに、1年の期間についての御質問でございますが、本条例案は自治基本条例第13条の多様な参画制度の創設を具現化する制度の一つとして条例化を図るものでございます。自治基本条例と第6次総合計画につきましては、車の両輪としてその推進を図っているところでございまして、総合計画につきましては、前期3年、中期4年、後期4年で構成をされておりますことから、本条例案など、自治基本条例のぶら下がり条例につきましては、この前期3年の中で一応の整備を図りたいという趣旨から今回提案をさせていただいた次第でございます。

次に、条例を制定する必要性、意義ということでございますが、大きく2つあると考えておりまして、1つ目はこの制度が市の重要な政策を策定する際に、市民の方の御意見を聞くことが行政の自己決定システムの一つとなる重要な制度であること、2つ目はこの制度が行政の共通ルー

ルの明確化を図るものであることでございます。これまでは計画等各所管の個別対応に任されて おりましたが、議会の御議決に基づく条例によりまして、行政の共通ルールとすることで、継続 的に市民の方にも保障される制度とすることが望ましいとの判断によるものでございます。

- ○議長(北川広人) 3番、柳沢英希議員。
- ○3番(柳沢英希) ありがとうございます。

また、パブリックコメント以外にも市民の市政への参画だったり、市民の意見の反映という手 法があると思うんですけれども、ほかのものとどう関連させていくのか、教えていただけたらと 思います。

- ○議長(北川広人) 行政グループ。
- ○行政G(内田 徹) パブリックコメントにつきましては、政策等の案がまとまって、意思決定を行う前の段階で市民の方の御意見を聞く制度の一手法でございます。御意見を伺う以上は具体性と明確性ということが求められるわけでございますが、政策等の内容によっては、それ以前の初期の段階から市民参画によって検討することが望ましい、こういったものもございます。

また、パブリックコメントの対象になりますのが条例案で申しますと第3条第1項の重要な政策等に限られますことから、パブリックコメントの制度ではなくて、それ以外の市民参画の手法といたしまして、例えば今行われております市民会議でありますとか、まちづくりトーク&トーク、各種審議会への市民公募等ございますので、政策等の内容に応じまして、これらさまざまな手法を選択したり、または組み合わせて効果的に市民の方の御意見をいただいていくことが必要であると考えております。

- ○議長(北川広人) 3番、柳沢英希議員。
- ○3番(柳沢英希) 今回の定例会において条例化をしていくわけでありますけれども、より一層、市民の方々に幅広く意見をいただけるように活用していかなければならないという思いでありますけれども、そこら辺どのように今後進めていかれるのか、教えてください。
- ○議長(北川広人) 行政グループ。
- ○行政G(内田 徹) 今後でございますが、本条例案第10条の規定によりまして、毎年度パブリックコメントの実施状況を公表することとなっておりますので、こういった機会にパブリックコメントの内容、手続の流れ、制度全般等についてお知らせをしていきたいと考えております。

また、ホームページ上での公表に際しましては、例えばパブリックコメントの専用コーナーを 設けて、現在募集している案件のほかにも今後の募集予定案件の事前告知でありますとか、意見 募集の結果などがトータルで見られるように、わかりやすい掲出方法を工夫して普及を図ってま いりたいと考えております。

また、個々のパブリックコメントの実施につきましては、政策等の内容によってはそれぞれの 実施機関が関係機関等への意見提出の呼びかけなど、利用の拡大が図られるように努めてまいり たいと考えております。

- ○議長(北川広人) 3番、柳沢英希議員。
- ○3番(柳沢英希) ありがとうございます。

また、例えば議員提案の場合、まちをきれいにしよう条例等も過去あったと思うんですけれど も、議員提案の場合、このパブリックコメント条例というのはどのように適用されるのか、適用 範囲とされるのか、教えていただけたらと思います。

- ○議長(北川広人) 行政グループ。
- ○行政G(内田 徹) パブリックコメント制度につきましては、あくまでも行政が政策等の策定を行う前に市民との協働によりまして、政策等をよりよくするための手続でございますので、議会につきましては、そもそも政策等の議決機関としての基本的な性格を踏まえまして、この条例の適用範囲には含めておりません。ただし、実施義務の対象機関とはしないということのみでございますので、議員提案の条例につきましても、任意にパブリックコメントを実施することは可能でありますことをお答え申し上げます。
- ○議長(北川広人) 3番、柳沢英希議員。
- ○3番(柳沢英希) では、考えとしては議員提案の場合は議会のほうで何らかの手法を用いて やっていくというような考え方でいいわけですか。
- ○議長(北川広人) 行政グループ。
- ○行政G(内田 徹) 自治基本条例の第13条にこのパブリックコメント条例、根拠を置いておりまして、自治基本条例の第13条が、行政は多様な参画制度を設けますということで、主語が行政はとなっておりますので、この議会につきましては、自治基本条例において実施機関の適用対象には含めていない趣旨であるというふうに考えております。先ほど申しましたように、実施義務はないけれども、議会のほうの御判断で、いろいろなこういった制度も取り入れていくことも可能であるというふうに考えております。
- ○議長(北川広人) ほかに。

4番、浅岡保夫議員。

○4番(浅岡保夫) 議案第55号と第57号なんですけれども、地域一括法の観点から、ほぼ55号と57号についてまとめてちょっとお聞きしたいなと思います。

地域一括法で地域の自主性及び自立性を高めるために、都道府県への権限を市町村に移譲したり、地方公共団体に対する義務づけの見直しや条例制定権の拡大を行うため関係法律を改正することだと思いますけれども、今回制定した条例では、そのような内容というか、高浜市の地域性を考慮した資格基準等々なっているかをちょっとお伺いしたいと思います。

- ○議長(北川広人) 上下水道グループ。
- 〇上下水道G(竹内 定) それでは、まず議案第55号の高浜市水道事業布設工事監督者の配置

基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてのほうから御答弁をさせていただきますが、今回改正されました水道法では、法第12条第1項の布設工事監督者を配置して監督させなければならない工事の範囲を条例で定めると、それから法第12条第2項の布設工事監督者の資格については政令で定める基準を参酌して条例で定めることに、また法第19条第3項の水道技術管理者の資格についても政令で定める基準を参酌して条例で定めることと改正されたものでございます。政令等の内容について参酌し、地域の実情に応じて異なる内容にする必要があれば、政令等と異なる内容とすることになりますが、現時点において特別に内容を変更する事情もありませんでしたので、現行の政令等で定める基準を高浜市の基準とさせていただくものでございます。

次に、議案第57号の高浜市公共下水道条例の一部改正についてのことでございますけれども、これにつきましても、下水道法の第7条第2項で公共下水道の構造は政令で定める基準を参酌して公共下水道の管理者である地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなければならないと改正されております。政令等の内容について参酌し、地域の実情に応じて異なる内容にする必要があれば、政令等と異なる内容とすることとなりますが、先ほどと同じでございますが、現時点において特別に内容を変更する事情もありませんでしたので、現行の政令等の基準を高浜市の基準とさせていただくものでございます。

以上です。

- ○議長(北川広人) 4番、浅岡保夫議員。
- ○4番(浅岡保夫) 現行ですと、ほとんど今までと変わりがないということで、きているわけですけれども、これは地域の特性が変わってくれば、また実情が変われば変わることが考えられると思います。そうしますと、今まで特に行政というか、責任上の問題等がこれからちょっと今までですと国、あるいは県等でなっていたかと思うんですけれども、それが今度、地域的な問題が出てきた場合、法律に逸脱していたというような、条例に逸脱していたといった場合は、修正とか、あるいはそれに伴ってこちら側のほうに、市のほうに責任がかかってくるというようなことが考えられるかと思いますけれども、その点についてちょっとお聞きしたいなと思うんですけれども。
- ○議長(北川広人) 上下水道グループ。
- ○上下水道G(竹内 定) 当然そういった技術上の基準、そういったものが各市、地方公共団体のほうに求められてきますので、責任も当然、市のほうについてくるということになります。 以上です。
- ○議長(北川広人) ほかに。12番、内藤とし子議員。
- ○12番(内藤とし子) 58、59、60についてお伺いします。

これはこういう条例、決めた根拠といいますか、まずそこからお示しください。

- ○議長(北川広人) 介護保険グループ。
- ○介護保険G(篠田 彰) 根拠でございますが、地域一括法の関係で、地域密着サービスにおきまして市の運営等の基準を市の条例で定めるものでございます。
- ○議長(北川広人) 12番、内藤とし子議員。
- ○12番(内藤とし子) 近隣市でも皆さんが同じように制定しているのかどうか、そこをお願い します。
- ○議長(北川広人) 介護保険グループ。
- ○介護保険G(篠田 彰) この25年の3月までに条例制定する必要がございますので、今の情報ですと、県下で半分ぐらいの市町村がこの12月議会で上程しておる状況でございます。
- ○議長(北川広人) 12番、内藤とし子議員。
- ○12番(内藤とし子) そうすると、後のところはまた3月議会とか、そういうことになるかと 思うんですが、そのことと、それからいろんな基準が出てくるわけですが、これは国との関係は どのようになっているのか、お示しください。
- ○議長(北川広人) 介護保険グループ。
- ○介護保険G(篠田 彰) 来年3月までに条例制定の必要がございますので、この12月議会で出ていない市町でありましたら3月議会で上程する必要がございます。また省令等の内容で条例に落とした内容でございますが、特段現時点で市町村で省令等を変えて条例で定める事項は現在のところございませんので、省令どおりでございます。
- ○議長(北川広人) ほかに。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○議長(北川広人) ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第51号から議案第61号までの質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号から議案第61号までについては、会議規則第36条第 1項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託い たします。

○議長(北川広人) 日程第2 議案第62号から議案第66号までを会議規則第34条の規定により 一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、第何号議案であるかと、ページ数及び款・項・目・節をお示し いただきますようお願いいたします。

6番、幸前信雄議員。

○6番(幸前信雄) 議案第62号、一般会計の補正予算、補正予算書60ページの8款2項1目の

道路維持管理事業の小規模工事、これが1,300万円の補正予算が出ていますけれども、今回その1,300万円を増額した理由について御説明いただきたいんですけれども。

- ○議長(北川広人) 都市整備グループ。
- ○都市整備G(平山昌秋) では、当初予算では5,000万円を計上しておりました。これが11月30日現在では発注件数76件、予算残額が230万円で今あります。4月からの要望、苦情だとかの件数が約330件ほどありまして、主に道路や水路の草刈り、それから側溝のしゅんせつ、それから舗装の凹凸や側溝ぶたの破損など、毎年発生することや、それとあと施設の老朽化によって生じることに対応をさせていただいております。対応していない要望、苦情につきまして、今回の緊急性を要する事項に対応するために、今回補正を予算計上させていただいておるものでございます。
- ○議長(北川広人) 6番、幸前信雄議員。
- ○6番(幸前信雄) ありがとうございます。それでは、引き続いてになるんですけれども、当初予算から今回ふやしているというのは、予想以上に道路に傷みとか、インフラのそういうものの傷みが激しいということで今回出てきたという理解でよろしいですか。
- ○議長(北川広人) 都市整備グループ。
- ○都市整備G(平山昌秋) はい、そのとおりです。
- ○議長(北川広人) 6番、幸前信雄議員。
- ○6番(幸前信雄) 引き続き、道路のそういう補修等は速やかにやっていただきたいということで、よろしくお願いします。

それでは、同じく60ページの8款5項4目の公園整備管理事業の修繕費500万円増額になっていますけれども、この内訳はどういう内容のことをされるかということを答弁いただけますか。 〇議長(北川広人) 都市整備グループ。

○都市整備G(平山昌秋) では、当初予算では800万円を計上しておりました。また11月30日 現在におきましても、発注件数53件、それと予算残額が5万円になっております。補正後におきましては、照明灯の漏電による不点滅、それから定期点検による遊具の停止などの施設の老朽化、またはトイレ等のいたずら等の対応に予定しております。

それと、具体的に言えば、洲崎公園の漏電をしている箇所、それと中部公園の照明灯のポールの腐食による取りかえ工事、それと大山緑地の池のろ過機の修繕等を予定しております。またこれも苦情件数は約100件ぐらいありますので、よろしくお願いいたします。

○議長(北川広人) ほかに。

5番、柴田耕一議員。

○5番(柴田耕一) 補正予算書の76、77の債務負担行為として、かわら美術館の指定管理料 6,090万円が計上されておりますけれども、内容を少し詳しく教えていただきたいと思います。 ○議長(北川広人) 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG(内藤克己) かわら美術館でございますが、平成7年の開館以来、17年が経過しておりまして、館の空調設備劣化が進んでおります。特に空調設備の心臓部分に当たります 吸収式冷温水発生機、これに関しましては4年前にも一度故障を起こしまして、一時運転停止という事態を起こしております。今後そのような事態がいつ発生してもおかしくないという状況に ございます。利用者サービスに支障を来さないためにも、早急にこの吸収式冷温水発生機を取りかえていきたいと考えているものでございます。

なお、吸収式冷温水発生機につきましては、通常発注をしてから生産に4カ月ほどかかります。 その後、取りかえ工事に一、二カ月ほどかかるとされております。その間は空調が使用できなく なるために、空調に依存する必要性が最も低い4月から6月上旬に取りかえ工事を終わらせたい と考えております。

なお、現在の指定管理者にこの空調設備の改修を依頼しますと、指定管理者としてのメリットを生かしまして、美術館を休館させる必要が発生してまいります取りかえ工事につきまして、通常一、二カ月ほどかかると言われているところを2週間ほどで終了するということでございます。よって、設備改修を指定管理者にお願いするとともに、取りかえ工事の時期を4月から6月上旬に合わせるためにも、この12月補正予算に債務負担行為として計上させていただくものでございます。

以上です。

- ○議長(北川広人) 5番、柴田耕一議員。
- ○5番(柴田耕一) 先ほどから言われている吸収式冷温水発生機、これは簡単に言うと、ボイラーのことですか。
- ○議長(北川広人) 文化スポーツグループ。
- ○文化スポーツG(内藤克己) 厳密に説明しますと、非常に難しい装置でございますが、冷水と温水を同時に発生させることができるという装置でございます。ですから例えば夏場でありましたら冷水を発生させて、タンクから空気調和機を通じまして冷風を発生させたり、冬場ですと逆で温水を発生させて同じような系統で空気調和機を通じて暖房、温暖な風を発生させたりという装置でございまして、今回吸収式冷温水発生機と一括して申し上げておりますが、今、議員御指摘のとおり、美術館の屋上に冷凍機というのもございますが、これとセットになっているものとして計上させていただいております。

以上です。

- ○議長(北川広人) 5番、柴田耕一議員。
- ○5番(柴田耕一) これはガスか灯油か、燃料は何を考えておられるのか。
- ○議長(北川広人) 文化スポーツグループ。

- ○文化スポーツG(内藤克己) 主な動力源はガスとなっております。
- ○議長(北川広人) 5番、柴田耕一議員。
- ○5番(柴田耕一) ありがとうございました。

今後の維持管理等の関係から、できる限り現時点での機種で省エネルギー型を選んでいただき たいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長(北川広人) ほかに。

15番、小嶋克文議員。

- 〇15番(小嶋克文) 議案第62号で、55ページですけれども、生活保護費の件で伺いますけれど も、今回当初予算よりも約2割の約6,511万4,000円が減額になっておりますけれども、このまず 訳をお示しください。
- ○議長(北川広人) 地域福祉グループ。
- ○地域福祉G(杉浦崇臣) 実は23年度のときの上半期の実績に基づいて24年度の当初予算を算定したんですが、そのときにまだ就労支援による効果が余りあらわれていなかったことによりまして、その当時、23年度上半期の実績の平均受給世帯が134世帯ございました。それに県下の平均の伸び率を、これが9%上乗せした146世帯で見込んでおりました。ただ、その後、就労支援の成果が非常に上がってまいりまして、平成24年10月末現在では113世帯と、当初見込みより33世帯の減少になったということで、特に生活保護受給者を就労につなげたことによって効果もあったんですが、それ以外の、このままですと生活保護につながってしまうような予備軍の方に対しても就労支援を行って、これが11名の方の就労につなげることができまして、それによって生活保護費がこの2割分、おさめることができたというふうに思っております。
- ○議長(北川広人) 15番、小嶋克文議員。
- ○15番(小嶋克文) さきの決算委員会のときに、去年ですか、就労に当たっての専門的な方を 今、入ってもらっているということで、かなりその成果が上がっておると思うんですけれども、 これは昨年と比べてかなりことしのほうがまた成果が上がっているというふうに考えていいんで すか、これは。
- ○議長(北川広人) 地域福祉グループ。
- ○地域福祉G(杉浦崇臣) 実は23年度が就労支援員の配置によりまして、生活保護受給者で就 労につながった方が18名、うち廃止につながった方が8名お見えになりました。またさっきも言った生保の予備軍の方、この方も就労支援の方が8名就労につなげております。24年度の10月末 現在でございますが、今のところ就労支援の方が16名の方、これは生保受給者の方を就職につな げておりまして、うち4名廃止につながっております。また予備軍の方を3名就労につなげています。

以上でございます。

- ○議長(北川広人) 15番、小嶋克文議員。
- ○15番(小嶋克文) 今、大変な不景気な世の中ですけれども、主にどういったような就職といいますか、職業というか、企業といいますか、もしわかれば教えてください。どういったところに就職されているのか。
- ○議長(北川広人) 地域福祉グループ。
- ○地域福祉G(杉浦崇臣) ちょっとその資料のほう現在持ち合わせておりませんが、主に製造業ですとか、そういった部分が多いとは聞いております。
- ○議長(北川広人) ほかに。12番、内藤とし子議員。
- ○12番(内藤とし子) 私も議案第62号でお伺いしておきます。

先ほどのかわら美術館の関係ですが、4年前にも運転停止になったと、17年経過しているわけですから、13年ぐらいは何ともなくて4年前に停止になって、また今度停止になったということなんですが、この4年で停止するというのは、そういうことで考えると短いんじゃないかという気がするんですが、そういう点ではどういうふうに考えてみえるんでしょうか。

- ○議長(北川広人) 文化スポーツグループ。
- ○文化スポーツG(内藤克己) 4年前に停止しまして、それ以降は特に停止はいたしていないんですが、いつそういった状態に陥ってもおかしくないという状況ですので、早急に取りかえのほうを進めていきたいということで考えております。
- ○議長(北川広人) 12番、内藤とし子議員。
- ○12番(内藤とし子) そうしますと、4年か5年ぐらいで不都合ができるような状態になっているということなんでしょうか。
- ○議長(北川広人) 文化スポーツグループ。
- ○文化スポーツG(内藤克己) 空調設備そのもの自体は4年前、取りかえてはございません。 応急処置という言い方がおかしいかもしれないんですけれども、修繕を行いまして、利用者のサービスに支障が出ないような修繕を加えたということでございまして、その後、順調にきておりますが、いつ故障してもおかしくないという状況でございます。
- ○議長(北川広人) ほかに。

11番、鷲見宗重議員。

- ○11番 (鷲見宗重) 議案第62号、一般会計の補正予算ですけれども、39ページの歳入の部で、 14款 2 項 1 目のげんき商店街推進事業費補助金についてなんですけれども、これはどういうもの で、どこから申請されて県に申請されたのかということをお伺いします。
- ○議長(北川広人) 地域政策グループ。

○地域政策G(岡島正明) このげんき商店街推進事業費補助金といいますのは、平成23年度ま では、がんばれ商店街推進事業費補助金という制度でございまして、それが名前を変えて行われ ました。今回におきましては、高浜まちづくり協議会さんから申請が出てきて、申請書の提出を 7月ぐらいに行って、今回10月に採択されたものですから、この補正に上げさせていただいたと いうことでございます。

○議長(北川広人) ほかに。

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

○議長(北川広人) ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第62号から議案第66号 までの質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号から議案第66号までについては、会議規則第36条第 1項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり各常任委員会に付託いた します。

○議長(北川広人) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

常任委員会の開催により、12月12日から12月20日までを休会といたしたいと思いますが、これ に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北川広人) 御異議なしと認めます。

よって、12月12日から12月20日までを休会とすることに決定いたしました。

再開は、12月21日午前10時であります。

本日はこれをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前10時37分散会